

平成27年度

# 山口県防災会議

平成27年5月18日

山口県庁 正庁会議室

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 山口県地震・津波防災対策検討委員会報告

三浦房紀 同検討委員会会長

(山口大学副学長・大学院理工学研究科教授)

## 4 議題

○ 山口県地域防災計画の修正について	頁
(1) 地震・津波防災対策	1
(2) 原子力災害対策	4
(3) 災害対策基本法の改正	5
(4) 土砂災害防止法の改正	6
(5) その他	7

## 5 報告

○ 国土強靱化地域計画の策定について	8
○ 各種訓練の実施について	10

## 6 閉会

### 〔配付資料〕

・山口県防災会議出席者名簿 及び 配席表	
・「平成27年度山口県防災会議」	…本資料
・「日本海沿岸の津波浸水想定について」	…別添1
・「山口県地域防災計画新旧対照表」 (案)	…別添2～4

## 議題：山口県地域防災計画の修正

### (1) 地震・津波防災対策

県が取りまとめ・公表した「日本海沿岸の津波浸水想定」及び、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえ、所要の修正を行う。

#### 1 日本海沿岸の津波浸水想定への反映

(震災対策編第1編第3章「山口県の既往津波と津波浸水想定」)

「山口県地震・津波防災対策検討委員会」における検討・意見を踏まえ、本年3月27日に取りまとめ・公表した「日本海沿岸の津波浸水想定」を反映。

##### (1) 最高津波水位等

	最高津波水位	最短津波到達時間(最高津波水位)
下関市	3.7m (小串漁港)	35分 (阿川漁港)
長門市	3.4m (掛淵漁港)	30分 (川尻漁港)
萩市	2.4m (三見漁港)	18分 (見島漁港)
阿武町	3.0m (奈古漁港)	44分 (宇田郷漁港)

※主要な港湾漁港区域内で背後に家屋等の多い代表地点

##### (2) 最大浸水面積

1, 396ヘクタール (県全域、1cm以上の浸水面積)

##### (3) その他

- ・県民への周知を図るとともに、住民の迅速かつ主体的な避難を促すため、市町と連携し、防災意識の醸成や津波避難訓練等を実施。
- ・県は津波災害警戒区域の指定、市町は津波ハザードマップの作成等に取り組み、警戒避難体制の整備を推進。
- ・被害想定については、今年度中に取りまとめ、公表予定。

#### 2 南海トラフ地震における災害応急対策の防災拠点への反映

(震災対策編第3編第20章「南海トラフ地震防災対策推進計画」)

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に盛り込まれた、本県に係る防災拠点等を反映。

【参考】南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

南海トラフ地震発生時の災害応急対策活動を定めた計画で、被害が特に甚大な地域に、全国から人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入するもの。本県を含む中国地方は、比較的被害が軽微な地域とされ、主に支援を実施。

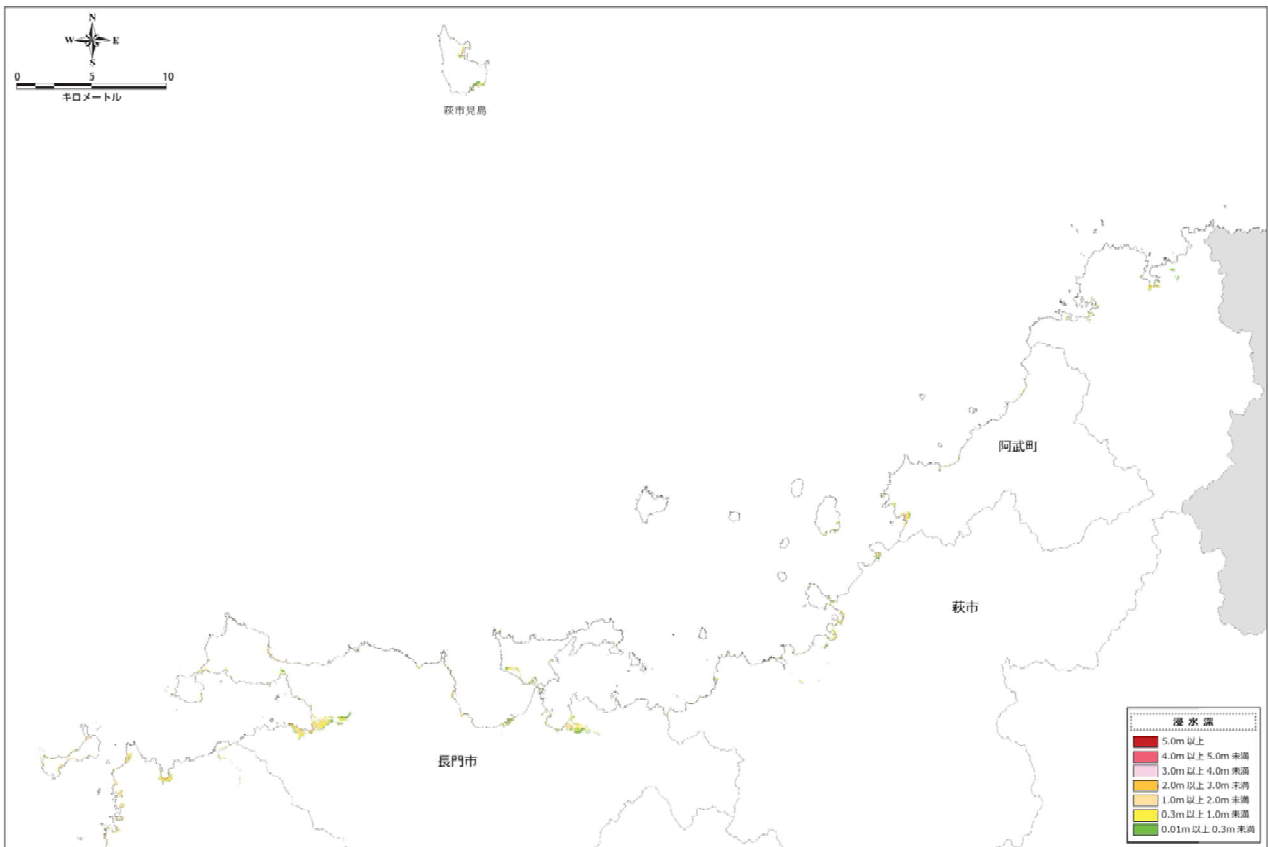
##### (1) 航空搬送拠点

傷病者を一時収容するための臨時医療施設(SCU)の基準を満たし、航空機により、重症患者を搬送する「航空搬送拠点」を山口宇部空港に設置。

##### (2) 広域物資輸送拠点

必要な物資を調達し、緊急輸送を実施するための「広域物資輸送拠点」を、消防学校、山口きらら博記念公園、下関港新港ふ頭岸壁に設置。

山口県津波浸水想定（日本海側） 全体図 1/2



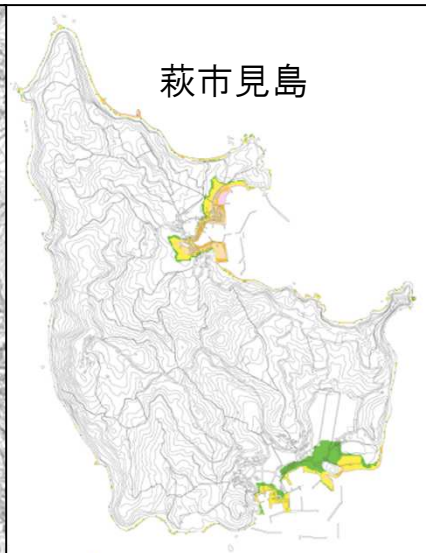
山口県津波浸水想定（日本海側） 全体図 2/2



萩市中心部付近



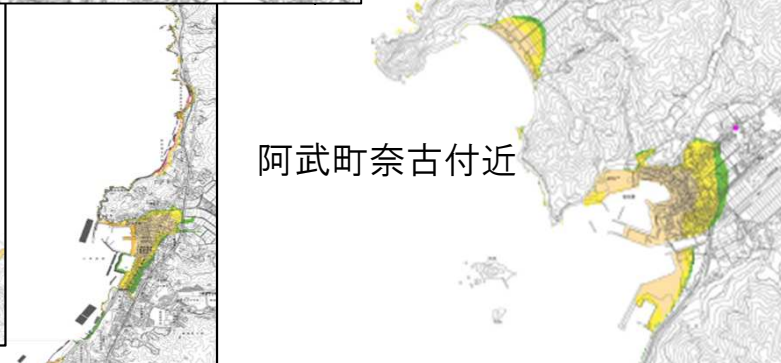
萩市見島



下関市  
角島付近



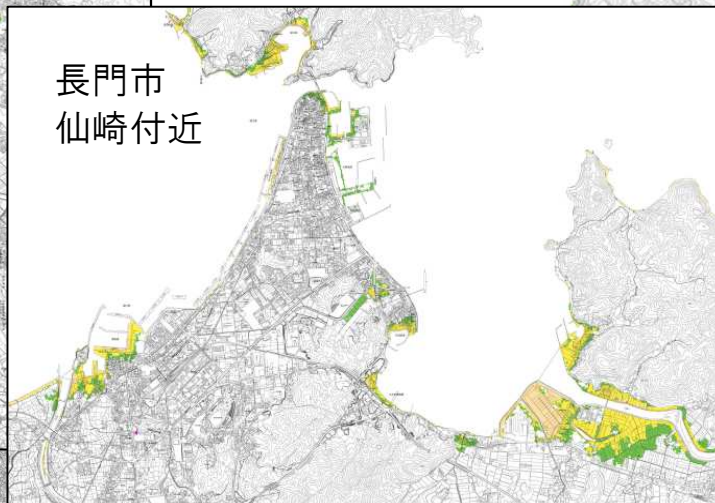
阿武町奈古付近



下関市小串付近



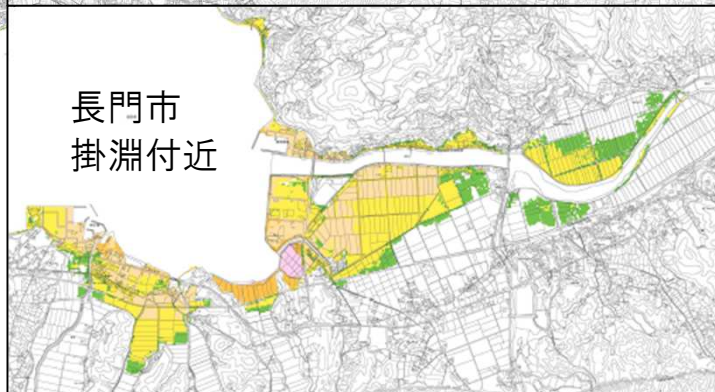
長門市  
仙崎付近



下関市  
彦島付近



長門市  
掛淵付近





**【議題：山口県地域防災計画の修正】**

**(2) 原子力災害対策**

国の「防災基本計画」等の改定を踏まえ、所要の修正を行う。

**1 「防災基本計画」の改定に伴う修正** (原子力災害対策編第2章「計画の性格」)

地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化への支援のため、国が設置する「地域原子力防災協議会」を県計画に反映。

**【参考】** 地域原子力防災協議会

国は、原子力発電所の所在する13地域毎に「地域原子力防災協議会」(国及び関係道府県で構成)を設置し、要配慮者対策、避難先・移動手段確保などの「緊急時対応」について協議を行う。

**2 「原子力事業者防災業務計画」の改定に伴う修正**

(原子力災害対策編第5章「緊急事態区分等に応じた防護措置」)

大津波警報の発令や震度6以上の地震、竜巻等が発生した場合を、原子力規制委員会の判断を待たずに「警戒事態」とする事象として位置付け。

(愛媛県においても地域防災計画に反映)

<緊急事態区分>

区 分	内 容
警戒事態 (Aレベル)	放射線による <u>住民等への影響が切迫した状態ではないが、異常な事象が発生した状態</u>
施設敷地緊急事態 (Bレベル)	放射線により <u>住民等に影響をもたらす可能性がある事象が発生した状態</u>
全面緊急事態 (Cレベル)	放射線により <u>住民等に影響をもたらす可能性が高い事象が発生した状態</u>

## 【議題：山口県地域防災計画の修正】

### (3) 災害対策基本法の改正

「災害対策基本法」の改正を踏まえ、所要の修正を行う。

#### 緊急通行車両の通行の確保 (本編第3編第8章・震災対策編第3編第7章「緊急輸送計画」)

大規模災害時等において、直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を追加。

#### (1) 放置車両対策

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急通行車両の妨げとなる車両(放置車両等)の運転者等に対して移動を命令。
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動。

#### (2) 土地の一時使用等

放置車両等の移動に伴い、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、土地の一時使用及び竹木その他の障害物の処分が可能。

#### (3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・県公安委員会は道路管理者に対し、放置車両等の移動について要請が可能。
- ・国は地方公共団体に対し、県は市町に対し、放置車両等の移動について指示が可能。

#### 【参考】

緊急通行車両:救助活動や支援物資の輸送、ライフラインの復旧など災害応急対策を行う車両



(写真：内閣府資料より)

## 【議題：山口県地域防災計画の修正】

### (4) 土砂災害防止法の改正

「土砂災害防止法」の改正を踏まえ、所要の修正を行う。

#### 1 基礎調査結果の公表（本編第2編第7章「避難予防対策」）

住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進するため、県が基礎調査の結果について公表する旨を追加。

##### 【参考】基礎調査

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定等にあたり、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形の状況、土砂災害の発生が予想される土地における土砂の予想到達範囲、土地利用状況等を把握する調査

#### 2 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

（本編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」、本編第3編第5章「避難計画」）

「土砂災害警戒情報」について、住民の避難や、市町の避難勧告等の発令判断等がより円滑になされるよう、以下の措置を追加。

- (1) 県は、土砂災害警戒情報について、関係市町に通知するとともに、一般に周知。
- (2) 市町から避難勧告等の解除のための助言を求められた場合、国・県は必要な助言を実施。

##### 【参考】土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表



**【議題：山口県地域防災計画の修正】**  
**(5) その他**

**1 河川における水位設定の見直し**（本編第3編第13章「水防計画」）

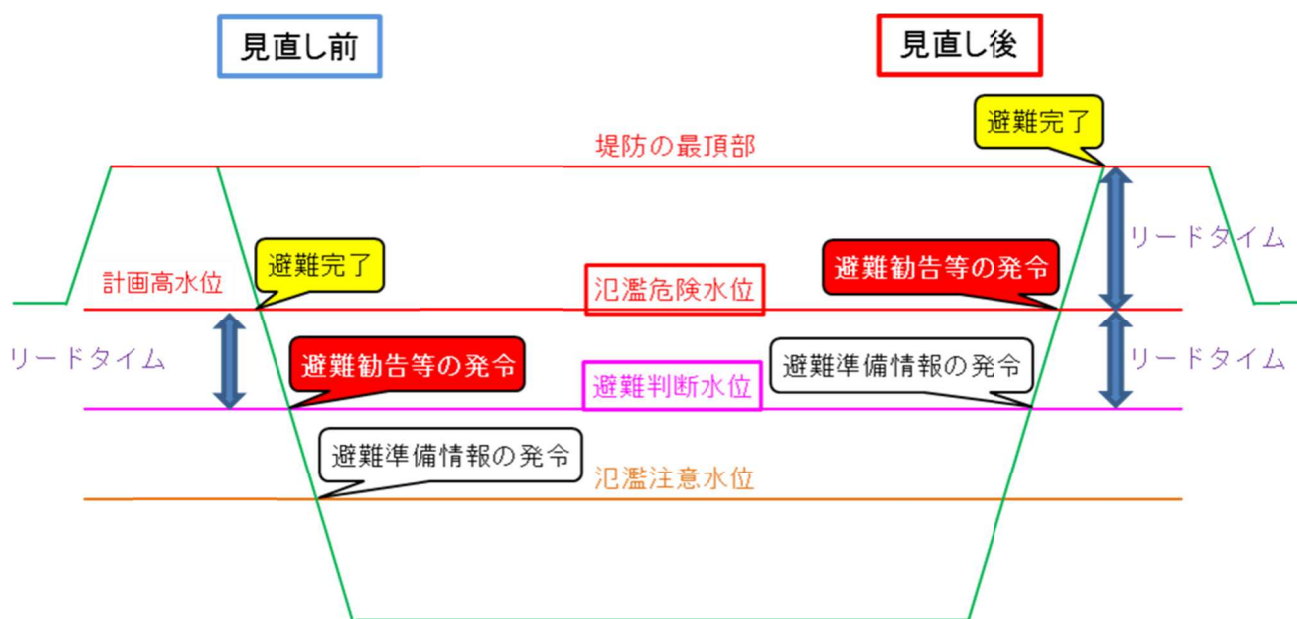
近年の出水状況、市町の避難勧告等の発令状況等を勘案し、国が改定した「危険水位等の設定要領」に基づき、避難勧告等の発令目安となる水位（特別警戒水位）を以下のとおり見直し。

**【見直しの背景】**

これまでの避難勧告等の発令目安となる水位が低く、市町が避難勧告等の発令を適切に判断することが困難であったことを踏まえ、今回、実態に即した水位に見直すもの。

現行	見直し後
避難判断水位 (計画高水位から避難勧告等の発令・伝達に要する時間を考慮し設定)	氾濫危険水位 (堤防の最頂部から避難勧告等の発令・伝達に要する時間を考慮し設定)

※水防法に基づき指定した河川(44水系61河川)について、水位上昇速度等を総合的に考慮し、水位設定を見直し。



**【参考】** 計画高水位：堤防や護岸などの設計の基本となる水位

リードタイム：避難勧告等の発令・情報伝達及び避難に要する時間

**2 その他組織改正等時点修正**

## 【報告】

# 国土強靱化地域計画の策定について

大規模な自然災害に備えた防災・減災を着実に推進するため、国土強靱化基本法に基づき、強靱化に向けた取組の指針として、国土強靱化地域計画を策定する。

## 1 内容

台風や土砂災害、地震など本県で想定される大規模自然災害に備え、事前防災・減災対策を進めるために必要な各分野の取組を幅広く検討し、国の国土強靱化基本計画と調和のとれた推進方針を取りまとめ。

## 2 対象とする取組

県の取組に加え、市町、関係機関等の取組も対象とし、耐震化等の「ハード対策」や防災教育等の「ソフト対策」の両面から、今後必要となる取組を検討。

## 3 計画の策定体制

### (1) 専門部会の設置

市町・関係機関等と連携・協力した策定体制を整備するため、防災会議の下に、関係機関、専門家で構成する「国土強靱化地域計画専門部会」を設置。

◇所掌事務：地域計画案に係る意見（脆弱性の分析・評価、分野別の推進方針等）

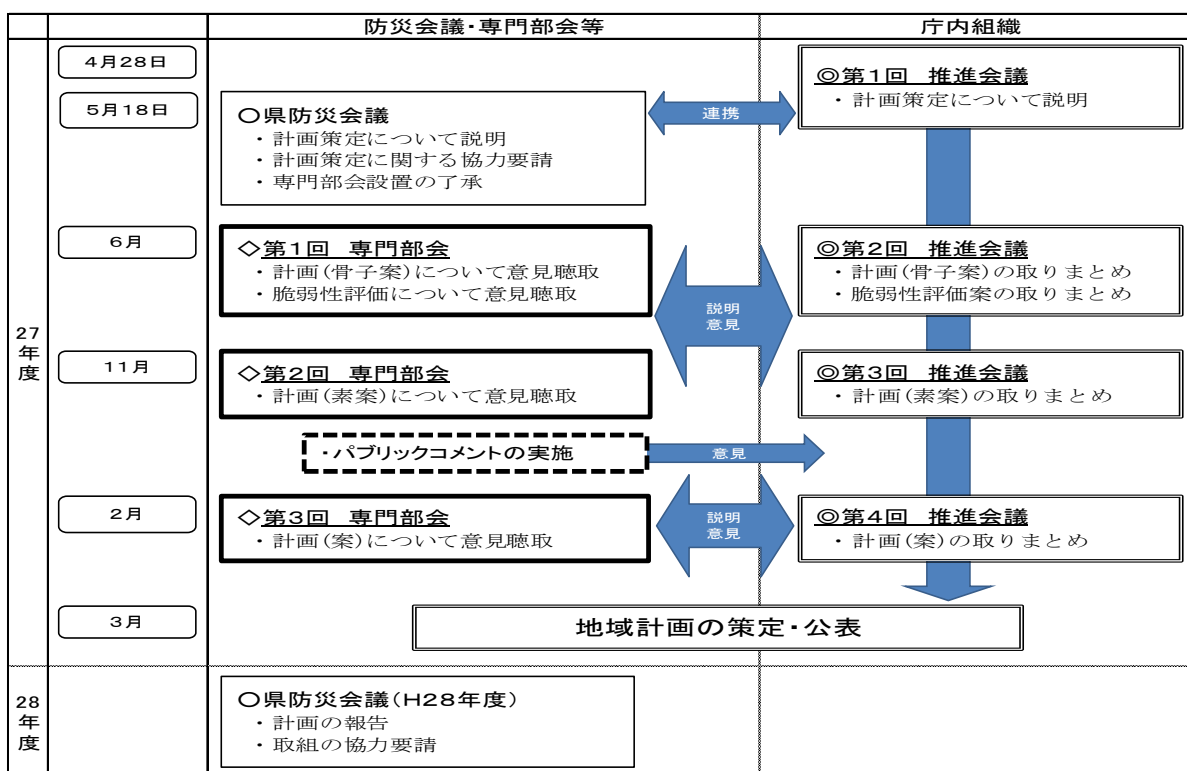
### (2) 庁内組織の設置

全庁的な体制で計画を策定するため、各部局の主管課長等からなる「山口県国土強靱化地域計画推進会議」を設置。

## 4 計画期間

計画期間は国のガイドラインに基づき、平成27年度から平成31年度までの5ヶ年とし、国の基本計画と同様に5年ごとに見直し。

## 5 スケジュール（案）



## 国土強靱化基本法の概要

### ◇国土強靱化とは（国土強靱化基本法第1条）

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり

### 国土強靱化基本法（H25.12成立・公布）の概要

#### <目的・基本理念>

○明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて必要な施策を策定し、計画に定める。

#### <地方公共団体の責務>

○地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### <関係者相互の連携及び協力>

○国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、相互に連携を図りながら、協力するよう努めなければならない。

#### <基本方針（目標）>

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興

#### 国土強靱化基本計画の策定

- ・国土強靱化に係る国の他の計画の指針となるべきもの[政府が作成：H26.6閣議決定]

#### ○施策分野ごとの推進方針

(例)

##### 【住宅・都市】

密集市街地の火災対策等

##### 【エネルギー】

地域間相互融通能力の強化等

##### 【情報通信】

長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等

##### 【交通・物流】

交通・物流施設の耐災害性の向上等

##### 【国土保全】

防災施設の整備等のハード対策、警戒避難体制の整備等のソフト対策等

脆弱性  
評価の  
結果に  
基づき  
策定

調  
和

#### 脆弱性評価の実施（H25.12～H26.3）

○想定するリスク：大規模自然災害

#### ○脆弱性評価

- ・計画の対象として、個別施策分野と横断的分野を特定

(例) 住宅・都市、エネルギー、情報通信  
交通・物流、国土保全等

- ・「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群をプログラムとして整理

- ・現状の脆弱性をプログラムごと及び施策分野ごとに分析・評価

#### 国土強靱化地域計画の策定

- ・県・市町は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができる。

- ・地域計画は、基本計画と調和が保たれたものでなければならない。

○計画は概ね5年ごとに見直し

## 【報告】

### 各種訓練の実施について

#### <防災訓練>

##### 1 総合防災訓練（6月7日（日））

###### (1) 目的

- ・出水期を見据えた大雨災害時における対応手順等の確認・習熟
- ・自主防災組織を中心とした住民主体の訓練による自助・共助の推進
- ・防災関係機関の連携強化
- ・防災意識の高揚に向けた普及啓発

###### (2) 想定

数日前から雨が降り続く中、大規模な土砂災害が発生するとともに、南海トラフ地震が発生し、津波が到達

###### (3) 訓練内容

災害対策本部の設置・運営訓練、避難訓練、救出訓練等

###### (4) 会場

柳井市（南浜グラウンド、柳井港、県柳井総合庁舎）、田布施町（ふるさと詩情公園）、周防大島町、上関町、平生町（各町役場、避難所等）

##### 2 原子力防災訓練（開催時期調整中）

###### (1) 目的

伊方発電所の原子力災害時における国、地方公共団体、原子力事業者等関係機関相互の協力体制の強化

###### (2) 訓練内容

緊急時通信連絡訓練、住民情報伝達・避難訓練、オフサイトセンター運営訓練等

###### (3) 会場

山口県庁、上関町、愛媛県伊方町

##### (参考) 国民保護共同訓練（開催時期調整中）

###### (1) 目的

武力攻撃事態等発生時における初動対応能力の向上、国、県、市等関係機関相互の連携強化

###### (2) 訓練内容

図上訓練（国民保護対策本部の設置・運営訓練、安否情報収集訓練等）

###### (3) 会場

山口県庁